

○筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し規則

平成24年4月25日

規則第28号

改正 平成26年6月6日規則第25号

平成28年3月31日規則第30号

令和7年3月27日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、市のPR及び振興を目的として行う筑後市PRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみに関する権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、市に属する。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 貸出しの用に供する着ぐるみは、次のとおりとする。

- (1) はね丸
- (2) ポネコ
- (3) パネコ

(審査基準)

第4条 市長は、着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、着ぐるみの貸出しを許可しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠その他の独占的な使用に用いられるおそれがあるとき。
- (6) 法令、市例規（条例、規則、規程、要綱等をいう。）及び公序良俗に反するおそれがあるとき。

(7) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれがあるとき。

(8) その他市長が適当でないと認めたとき。

(使用の申請)

第5条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出し日の属する月の3か月前の1日から貸出し日の7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 貸出し期間は、最長で7日間とする。ただし、貸出し期間が他の申請者と重複しない場合で、市長が認めたときはこの限りでない。

(貸出しの許可等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し許可・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しを許可するときは、条件を付することができる。

(貸出し料)

第7条 着ぐるみの貸出し料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出し許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。

(2) 着ぐるみを改造して使用しないこと。

(3) 貸出し許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないこと。

(4) 貸出し期間を遵守すること。

(5) 着ぐるみの貸出しに伴う搬入及び搬出を自らで行うこと。

- (6) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (7) 着ぐるみに入る者の体調管理及び使用時の安全対策を講じること。
- (8) 雨天、降雪その他着ぐるみの汚損が予想される天候のときに屋外で使用しないこと。
- (9) 市長が付した条件に従って使用すること。

(変更の申請)

第9条 使用者は、許可を受けた内容を変更しようとするときは、筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の許可等)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容について審査し、筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し変更許可・却下通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(貸出し許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、着ぐるみの貸出し許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかの規定に該当し、又は第8条各号のいずれかの規定に違反しているとき。
- (2) 貸出しを許可する際に付した条件に違反しているとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により貸出し許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、着ぐるみの貸出し許可を取り消したときは、理由を付して筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し許可取消通知書（様式第5号）により使用者に対し通知するものとする。

3 前項の規定により貸出し許可を取り消された者は、直ちに着ぐるみの返却をしなければならない。

4 市長は、貸出し許可の取消しに伴い使用者に損失が生じて、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第12条 使用者は、貸出しにより着ぐるみが破損し、又は汚損したときは、自らの責任及び負担により補修、クリーニングその他必要な措置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が使用者に対し着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれを行わなければならない。

3 市長は、着ぐるみが修復困難な状態まで損傷している場合、使用者に対して実費弁償を請求することができる。

4 市長は、着ぐるみの使用及び管理状況が著しく悪いと認められる使用者に対しては、次回以降の貸出しを行わないものとする。

(責任の制限)

第13条 市長は、使用者が着ぐるみの使用により、被害を被った、又は第三者に被害を与えた場合の損害賠償、損失補償その他法律上の責めを一切負わない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月6日規則第25号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し申請書

筑 後 市 長 様

(申請者)

住 所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

筑後市PRキャラクターの着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。なお、筑後市暴力団排除条例（平成22年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当するかの有無について警察に照会するため、市から申請者（法人にあつては役員を含む。）の生年月日等の個人情報について提出を求められたときは、速やかに提出します。

記

キャラクター名					
行事・イベント名					
使用目的					
使用(出演)日時、回数	令和	年	月	日 ()	時 分 () 回
使用(出演)場所					
貸出し希望日時	令和	年	月	日 ()	時 分
返却予定日時	令和	年	月	日 ()	時 分
連絡先	担当者所属				
	担当者名				
	電話番号				
筑後市HPや筑後市観光協会SNS等でのキャラクター活動スケジュールへの掲載について					☐ 可 ☐ 否

※ 行事・イベントの内容が分かる企画書、チラシ等の資料を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し 許可・却下 通知書

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑後市長

年 月 日付けで申請のあった筑後市PRキャラクター着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり通知します。

記

通知区分	許可 ・ 却下
許可条件又は却下理由	【貸出日時】 年 月 日（ ） ： ～ 【返却日時】 年 月 日（ ） ～ ：

（使用上の注意事項）

- （1） 使用者は、素肌が直接着ぐるみに触れないよう、長袖、長ズボン、帽子、軍手等を着用すること。
- （2） 会場の気温、天候その他の状況を十分に考慮し、長時間使用する場合は、十分な休憩をとるなど、使用者の体調管理に努めること。
- （3） 着ぐるみの着脱及び移動時の安全を確保するため、1人以上の介助者を付けること。
- （4） 筑後市PRキャラクターのイメージを損なわないため、着ぐるみ着用時には、声出し及び頭脱ぎ等の行為を慎むこと。
- （5） 公衆の面前では着ぐるみの着脱を行わないこと。
- （6） 着ぐるみの破損及び汚損を防ぐため、着ぐるみ着用時は、極度に激しい動きを避け、輸送や保管の際の取扱いには、十分注意すること。
- （7） 使用後は、消臭スプレーを使用したり、風通しのよい場所で陰干ししたりするなど、十分に乾燥させてから返却すること。

(裏面)

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に筑後市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、筑後市を被告として（訴訟において筑後市を代表する者は筑後市長となります。）、処分の取消しの訴えも提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合にも提起することができます（当該処分の取消しの訴えは、この決定後当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第9条関係）

筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し変更申請書

年 月 日

筑 後 市 長 様

(申請者)

住 所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で許可された申請内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

		変更前	変更後
キャラクター名			
行事・イベント名			
使用目的			
使用(出演)日時、回数		月 日 () 時 分 () 回	月 日 () 時 分 () 回
使用(出演)場所			
貸出し希望日時		月 日 () 時 分	月 日 () 時 分
返却予定日時		月 日 () 時 分	月 日 () 時 分
連絡先	担当者所属		
	担当者名		
	電話番号		

※変更内容が確認できる資料を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

筑後市PRキャラクター貸出し使用変更 許可・却下 通知書

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑後市長

年 月 日付けで申請のあった筑後市PRキャラクターの使用変更については、下記のとおり通知します。

記

通知区分	許可 ・ 却下
許可条件又は却下理由	

※ 裏面を必ずお読みください。

(裏面)

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に筑後市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、上記1の異議申し立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、筑後市を被告として（訴訟において筑後市を代表する者は筑後市長となります。）、処分の取消しの訴えも提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てをした場合にも提起することができます（当該処分の取消しの訴えは、この決定後当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 11 条関係）

筑後市PRキャラクター着ぐるみ貸出し許可取消し通知書

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑後市長

年 月 日付けで許可した筑後市PRキャラクター着ぐるみの貸出しについては、
取り消すこととしたので下記のとおり通知します。

記

通知区分	取消し
取消し理由	

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 10 条関係）

様式第 5 号（第 11 条関係）